

福 議 委 号  
令和7年 2月 日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

経済福祉常任委員会  
委員長 佐藤 孝男

所管事務調査報告書の提出について

令和6年12月17日福島町議会定例会12月会議において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第148条の規定により、下記のとおり報告する。

記

調査事件	12 第3期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定について	13 第4期福島町地域福祉計画の策定について
調査期間	令和7年2月3日	
出席委員	委員長 佐藤 孝男 委員 平沼 昌平 委員 溝部 幸基	副委員長 小鹿 昭義 委員 平野 隆雄
委員外議員	議員 熊野 茂夫	
出席説明員	町 長 鳴海 清春 副町長 小鹿 一彦 町民課長 深山 肇 町民課長補佐 中塚 雅史	町 長 鳴海 清春 副町長 小鹿 一彦 福祉課長 佐藤 和利 福祉課長補佐 吉澤 裕治
議会事務局員職	事務局長 鍋谷 浩行 主任 角谷 里紗	係 長 山下 貴義

## [委員会意見]

### 調査事件 12 第 3 期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定について

(令和 7 年 2 月 3 日調査)

町では、子ども・子育て支援事業計画について、第 2 期計画まで策定し、地域全体で子育てを応援する様々な支援事業を展開してきたところですが、計画期間が今年度で終了することから、令和 7 年度を始期とする第 3 期計画の策定を進めており、このたび、町より計画概要等について資料が示されたことから、内容を調査したので、調査結果を次のとおり報告する。

#### 【論点とした調査項目・意見】

町より示された第 3 期福島町子ども・子育て支援事業計画の概要・計画案については一定の理解をしたが、次の事項について検討されたい。

#### 1 子ども・子育て支援の考え方について

計画において、策定の背景・趣旨、施策の展開、計画推進体制等、施策の基本的方向性を詳細に示しているが、施策の内容は多岐に渡っており、基本理念である『「未来に輝く子どもたちを協働で育むまち」ふくしま』を目指し町民が子育てを共通の課題として取り組む体制整備を図ることが重要であると思慮する。

計画の策定・推進等に重要な役割を担う「子ども・子育て会議」の構成委員に町内会や町内産業団体等の関係者を加え計画推進を図ることを早急に検討されたい。

町では給食費や医療費の無償化などの支援を国に先駆けて実施してきたが、それが逆に町民の自助・共助の意識を薄れさせる要因になっていないか懸念されることから、本来、子育ての主体・責務は親や家族にあり、町の支援と併せて「子育て」についての認識・責任を醸成する対策が必要と思慮するので検討されたい。

人口減少が進み、子どもの数も少なくなっている傾向は近隣町も同様であり、将来的には支援も単町で維持できなくなることも想定されるので、今から広域での協議・情報共有を進める必要があると思慮するので検討されたい。

#### 2 計画の在り方について

今回の計画に限らず、国が主導する計画は当町のような小規模な過疎自治体を想定しているとは思われないことから、計画を策定する際は国の基準を重視するのではなく、町の実態に合わせて策定しなければ実効性のある計画とはならないと思慮するので、今後、同様の計画策定にあたっては、人口が少ないことで情報収集が容易といった小さい自治体の利点を生かしながら、町独自の計画策定を行うことを期待する。

## [委員会意見]

### 調査事件 13 第4期福島町地域福祉計画の策定について

(令和7年2月3日調査)

町では、地域福祉計画について、第3期計画まで策定し、「健康福祉」・「協働福祉」・「安心福祉」を目指し施策を進めてきたところであるが、計画期間が今年度で終了することから、令和7年度を始期とする第4期計画の策定を進めており、このたび、町より計画概要等について資料が示されたことから、内容を調査したので、調査結果を次のとおり報告する。

#### 【論点とした調査項目・意見】

町より示された第4期福島町地域福祉計画の概要・計画案については一定の理解をしたが、次の事項について検討されたい。

#### 1 地域福祉の進め方について

##### (1) 自助・共助・公助の意識付けについて

計画では、町の基本目標・施策方針別に取り組みを「自助」「共助」「公助」に分けて掲載・実施していくとしているが、自助・共助の考え方が町民にはよく理解されていないことが懸念されるので、より具体的な例を示しながら理解を求める必要があると思慮するので検討されたい。

##### (2) 「食を営む力」の取り組みについて

施策方針(2)健康の〈現状と考え方〉「食を営む力」については、町民の食育推進に重要な視点であり、今後、町全体で取り組んで行く必要があると思慮されるので、他の施策への記載も検討し、普及に努められたい。

##### (3) 地方再犯防止推進計画について

今回の計画において、「社会を明るくする運動」・「保護司会等の支援」等を「地方再犯防止推進計画」として位置付けると記載している点については、記載方法を変更し「地方再犯防止推進計画」を地域福祉計画に取り込み策定したことを明示すべきと思慮するので検討されたい。

##### (4) 地域福祉計画の推進について

地域福祉計画は、町が策定する福祉関係計画の上位計画と位置付けられており、行政の全ての部署に関連する広範囲な計画であり、計画の検討・推進は役場全体で行い、情報共有する必要があると思慮するので検討されたい。

社会福祉協議会については、計画において地域福祉の推進・調整を担う役割として地域における福祉活動の先導役として重要な位置付けとなっているが、計画の策定にあたっては概要を示すにとどまっており、計画の主要な構成メンバーとして協議・連携がとれていないことが懸念されるので、今後は積極的に協議を行い、密接に連携して計画推進にあたるよう望む。